

第5回 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会・会議録

- ・日 時：平成27年5月22日（水）19時～21時30分
- ・場 所：市役所501～503会議室
- ・傍聴者：4名
- ・出席者
 - ・委員（名簿順・敬称略）：水田、河村、宮本、二宮、谷口、清水、柳武、篠崎、高村、今村、吉田、保井、大神、横大路、本田、中村、坂本、福岡、星野、片田、則元、大谷、最所、戸田、笠井、多田隈、櫻井（計27名） ※欠席者：（計3名）
 - ・事務局：地域コミュニティ室長、地域コミュニティ係長、地域コミュニティ係員
 - ・ファシリテーター：村田、今井（（株）エム環境デザインシステム）
- ・配付資料
 - 資料1：傍聴のきまり
 - 資料2：起草部会のしごと
 - 資料3：はじめの一步案をつくろう
 - 資料4：松下先生レジュメ
 - 資料5：はじめの一步案 ver.0
 - 資料6：今後の進め方について
 - 資料7：市民対話集会のイメージ
 - 資料8：自治基本条例だより第4号
 - 資料9：第4回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会会議録
 - 資料10：第4回古賀市自治基本条例策定委員会・感想カード
- ・テーマ：松下教授から市民共働の自治基本条例づくりの極意を聞こう
：会議室からまちに出て多様な市民の声を聞こう
- ・会議内容：以下の通り

1. 開会

（策定委員会会長よりあいさつ）

2. 前回の振り返り

（ファシリテーターより「自治基本条例だより第4号」（資料8）をもとに報告）

3. 松下教授の話「市民共働による自治基本条例の考え方・つくり方」

〈松下啓一教授・講演要旨〉

●なんのために自治基本条例をつくるのか？

- ・自治基本条例は、困っている課題の解決や、次世代が暮らしやすいまちづくりのためのもの。まちが具体的に良くなっていく糸口になるようつくる必要がある。
- ・まちを変えていく、具体的によくなっていく、その理念や進むべき未来が書かれているものと考えている。

・これから人口減少で税収が減り、どんどん大変になっていく。今から備えが必要。

●自治基本条例はいつ頃からどんなふうにつくられてきたのか？

- ・アメリカの地方自治のしくみを、日本の参考にしようとしたのが始まり。日本初は北海道二セコ町(2001年施行)で、役所の仕事ぶりを中心に定めた。役所のチェックという意味合いが強い。しかし、市民と一緒に条例をつくると、自治会活動や市民活動をどうする？という議論が多くなり、役所や議会のがんばりと同時に、まちの担い手としての市民のがんばりを後押しする条例の方がよいと考えるようになった。
- ・地方自治法は400条以上もあるのに、住民に関することはほとんどない。自治基本条例に古賀市の皆さんが思う大事なことを書いていくことが大切である。

●皆さんに考えてもらいたいポイント

- ・まちのことを自分のこととして考え、行動する主体としての住民とは？
- ・古賀市に住んでいる人(住民)だけで、まちは成り立っているのか？
- ・役所の情報提供だけでなく、市民同士でも情報を共有し、活用していくには？
- ・どんな参加のしくみがあれば、より市民意見が取り入れられ前へ進んでいくか？
- ・行政も市民もまちのつくり手。一緒になくてもみんなのためにやれば共働なのでは？
- ・住民投票は本当にいい制度なのだろうか？

●まとめ：自治基本条例づくりとは、自治の文化の壮大な組み立て直しの取り組みである

- ・役所任せを改め、自分達ができることは自分達でやる、みんなの知恵や知識や経験を出し合う自治の文化をつくっていくことで、次世代にバトンタッチできるまちにする。そのために、多くの市民と対話し、意見を条例に活かしたり、まちづくりの当事者を増やしていく。

4. 教えて松下教授～ここが聞きたい古賀市の市民共働の自治基本条例づくり

〈質疑応答の要旨〉

問(委員)：これまで校区コミュニティや自治会などで自分達のまちを自分達で良くする活動をずっとやってきた。それでもなぜ自治基本条例が必要なのか？

→答(松下教授)：先々まで継続できるようにするためには、情報共有や参加しやすいしくみなど、明確にする必要があると思う。

問(委員)：今回は自治について考える良い機会と思う。古賀は総論的には住みよいが、各地域で各論的な課題があると思う。

→答(松下教授)：自治基本条例は、各論的課題をそのまま解決するものではなく、根っこにある共通のものから動かし、間接的に役立つもの。

問(委員)：この委員会の議論が活ければ、必ずしも条例という形に残らなくても良いのでは？

→答(松下教授)：意味ある形でないといけませんが、形にすることで確認し残していく方が良いと思う。次世代や先々まで続けていくためにも。

問(委員)：松下教授の資料に「住民」vs「市民」とあるが？住民と市民は対立するものなのか？

→答(松下教授)：「vs」は対立を意味するのではなく、対比したもの。住んでいる人だけでまちがやっていけるのか？通勤者や在学者等は考えなくていいのか？という意味。

問(委員):市民が主語の条例と聞き、先が見えた気がした。多様な主体の関係をきちんと見たい。
→答(松下教授):行政や議会も主語として考える必要はある。監視でなく励ますという視点で。

5. 今後の進め方と体制について提案

(事務局より、起草部会の考え方・役割、「はじめの一步案」の考え方について提案(資料2、3))
(ファシリテーターより「はじめの一步案 ver.0」(資料5)、今後の進め方(資料6、7)について提案)

6. 市民対話集会と(仮)起草部会について～会長・副会長を中心に話し合い

(下記の議決事項①、②について話し合い、全体で承認)

〈議決事項〉

- ①「市民対話集会」の実施について →賛成多数により実施決定
- ②「(仮)起草部会」のメンバーについて →立候補及び会長の指名により9名の委員
(会長、副会長を含む)を選出

7. おわりに

松下教授:自治基本条例を「新しい文化をつくっていこう」というくらいの気持ちで、規定の枠にとらわれずに新しい提案を出し合い、闊達な議論をしていただきたい。

(事務局より、次回の確認等の事務連絡および閉会あいさつ)